

資料

目 次

- 1 石狩市使用料、手数料等設定の基本方針 P1
- 2 総合保健福祉センター健康増進室個人使用料の新設について . . . P6
- 3 建築物のエネルギー消費性能等に関する認定申請手数料の
改定について P10
- 4 除票記載事項証明書の交付手数料の新設について P14
- 5 通知カードの再交付手数料の廃止について P17

石狩市使用料、手数料等設定の基本方針

平成24年 7 月10日

財 政 部 財 政 課

1 基本的な考え方

さまざまな行政サービスのうち、使用料や手数料として利用者（受益者）から徴収するものは、サービスを利用する特定の人が利益を受けるものであるという前提にあって、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料・手数料等の設定については、利用する人と利用しない人の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にして「負担の公平性」を確保しなくてはなりません。

これまでには、平成 19 年度に定めた「財政再建計画」に基づく健全な財政運営の推進と並行して、平成 22 年度に全面改定を実施するなど、受益と負担の公平性の確保に努めてきました。

しかしながら、時間の経過とともに、施設の維持管理コストや、利用者数の増減などにより、本来設定すべき料金とのかい離が生じてくる可能性もあることから、サービスを提供する行政においても、効率的な施設運営や事務の効率化を進めながら、料金設定の適正化について定期的に検証を行います。

2 使用料・手数料等設定の基本方針

使用料及び手数料等の設定については、次の事項を基本とします。

- ① 料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。
- ② 行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。
- ③ 受益者負担の急激な上昇を防ぐため、上限改定率を設定する。
- ④ 定期的な料金見直し（料金改定サイクル）の実施（概ね3年ごと）

ただし、公の施設の運営形態や行政サービスの内容が極めて多様であることから、統一基準によることが適当でない場合は、その根拠を明確にしながら合理的な料金の設定を行うこととします。

また、法制度上で料金設定の定めがあるものについては、この基準の適用を除外することとします。

なお、特別会計については、この基本方針に準拠しつつ、独立採算制、経営の健全性の観点から当該会計の事業内容に応じた適切な原価計算のもとに市民の負担能力等も加味し、独自に料金等の改正を行うものとします。

3 使用料の設定について

(1) 原価算定対象経費

施設の管理運営に要する経常的な人件費、賃金(嘱託職員を含む臨時職員等に係るものとし、人件費に計上されるものを除く)、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等)、役務費(通信運搬費、火災保険料等)、委託料(清掃・警備・草刈・施設管理等)、使用料及び賃借料(パソコン等のリース料等)、その他受益者が負担すべきと考えられる当該施設の維持管理や運営に係る経費及び減価償却費*を対象経費とします。

※ 減価償却費について

公の施設は市の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、各施設に係る土地、建物などの減価償却費については、全ての市民に利用の機会を提供するための費用であって、公費(税)で負担すべきとの考え方もありますが、一方で建物は経年とともに減価償却していくものであり、建て替え等を考慮した場合、原価に算入することが妥当であると考えられています。

設定にあたっては、施設の建設費に関して、適正な世代間負担を求めるべきとの観点から、定額法による減価償却費をコスト計算の基礎に算入することとします。なお、土地については、市有財産であるとともに、土地によってその取得費に差異が生じているケースが想定されることから、算入コストから除外することとします。

(2) 費用算定方法

施設使用料の算定方法については、原価算定対象経費を合算し、これを総面積・年間開館時間で割り、1㎡・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出することを基本とします。

$$\text{使用料原価} = \frac{\text{人件費} + \text{維持管理経費} + \text{減価償却費}}{\text{総面積} \times \text{年間開館時間}} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

なお、上記方法により算定を行うことが適切でないものについては、適正な方法により原価計算を行います。

(3) 受益者負担率の設定

市が提供する公共サービスは、道路・公園等、市民の日常生活に必須となるサービスから、プールやテニスコート等のように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難であることから、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費(税金)負担」と「受益者負担」の割合を設定することとします。

(4) サービスの分類

サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されるものであるかなど、サービスの性質により、二つの基準の組み合わせで区分し、分類します。

① サービスが必需的なものか、選択的なものか

- 必需的サービス・・・日常生活を送る上で、殆どの住民が必要とするサービス
- 選択的サービス・・・生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定住民に利益を供するサービス

② サービスに市場代替性があるか否か

- 市場的服务・・・民間でも供給されており、行政と民間が競合するサービス
- 非市場的服务・・・民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

以上の結果、行政サービスを以下のように分類します。

● 第1分類（必需的・非市場的服务）

例：道路、公園、義務教育施設など

● 第2分類（選択的・非市場的服务）

例：体育館、運動場、集会・コミュニティ施設、公民館など

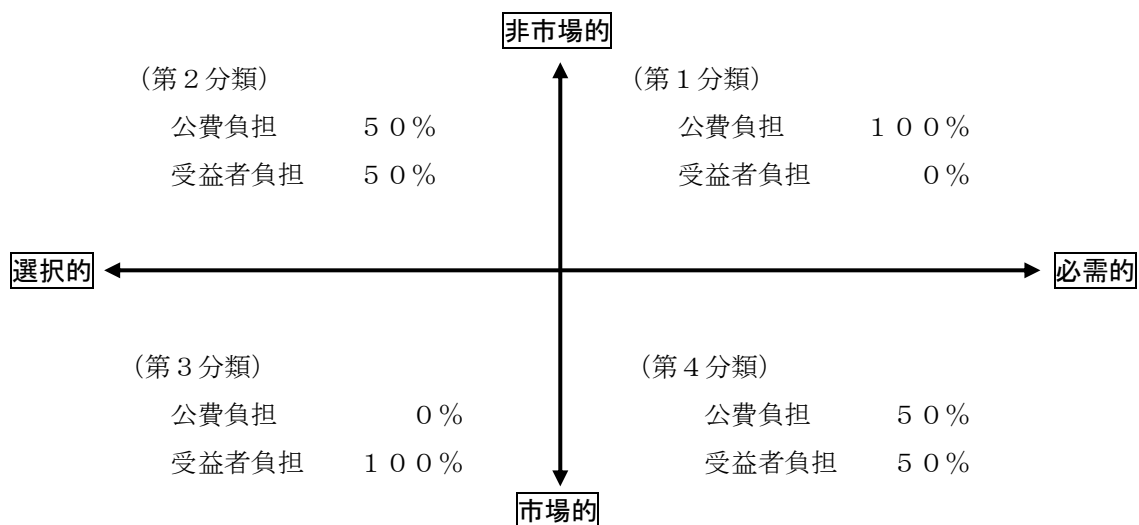
● 第3分類（選択的・市場的服务）

例：テニスコート、プール、文化施設、温泉施設など

● 第4分類（必需的・市場的服务）

例：市営住宅、保育所等児童福祉施設など

【行政サービスの性質別分類】



- 第1分類（必需的・非市場的サービス）＝公費負担100％・受益者負担0％
専ら行政が提供するサービス。コストは公費負担を原則とする。
- 第2分類（選択的・非市場的サービス）＝公費負担50％・受益者負担50％
必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス。コストは公費と受益者が半々に負担する。
- 第3分類（選択的・市場的サービス）＝公費負担0％・受益者負担100％
必要性が異なり、民間にもあるサービス。コストは受益者負担を原則とする。
- 第4分類（必需的・市場的サービス）＝公費負担50％・受益者負担50％
主に行政が提供しているサービスだが、民間にもあるサービス。コストは公費と受益者が半々に負担する。

（５）目的外利用等の取扱い

第1、第2、第4に分類した施設にあっても、目的外の利用については、「第3分類」に位置づけ、受益者負担100％の取扱いをします。

（６）費用算定結果と料金決定

原価計算により算出された数値が理論上の適正価格ですが、料金を最終的に決定するためには、受益者負担のあり方を踏まえた上で、公共サービスの性質分類による受益者負担の割合を乗じて利用者が負担すべき単位あたりの料金を算出することとします。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価（コスト）} \times \text{受益者負担の割合}$$

4 手数料の設定

手数料とは、地方自治法第277条において「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とされており、特定の人のために提供する公の役務に対し、その費用を賄うため、又は報償として徴収するものです。設定にあたっては以下を基本とします。

- ① 算定の基本となるコストについては、人件費及び物件費を中心とする業務経費の1件あたりの経費とします。
- ② 手数料の設定にあたっては、コスト100％算入とします。
- ③ 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料及び北海道内において統一的な額が適用されている場合は、その額とします。

5 上限改定率の設定

使用料、手数料等の改定にあたっては、市民の急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限を1.5～2.0倍に設定します。あわせて、近隣各市の状況にも配慮することとします。

6 料金改定サイクル

使用料、手数料等については、概ね3年ごとに見直し作業を行い、必要に応じて改定することとします。

7 その他の受益者負担

使用料、手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、各課において適切に対応することとします。

総合保健福祉センター健康増進室個人使用料の新設について

石狩市総合保健福祉センター「りんくる」の3階にある健康増進室は、これまで市の健康増進事業などに利用が限定されていましたが、令和2年度から運動指導員を配置し、運動指導などにより生活習慣病や要介護状態になることを予防するとともに、市民の健康の増進を図ることを目的として、高校生以上の市民であればどなたでも使用できるよう、新たに健康増進室の使用料金や開館時間及び休館日を設定するものです。

【市の原案】

一般開放個人使用

区分		使用料金	
		単位	金額
健康増進室	一般	1人1回につき	400円
	高齢者・高校生		300円

※施設の維持管理経費や他市の類似施設使用料を基に算出しています。

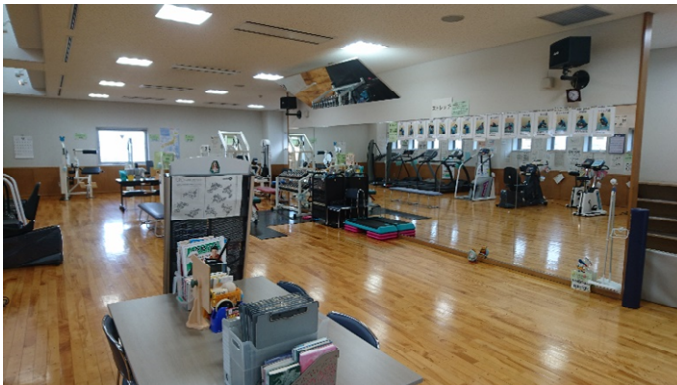
開館時間及び休館日

開館時間	午前9時30分から午後8時30分まで
休館日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から1月3日までの日

※市の健康増進事業などにより開館時間を変更する場合があります。

健康増進室

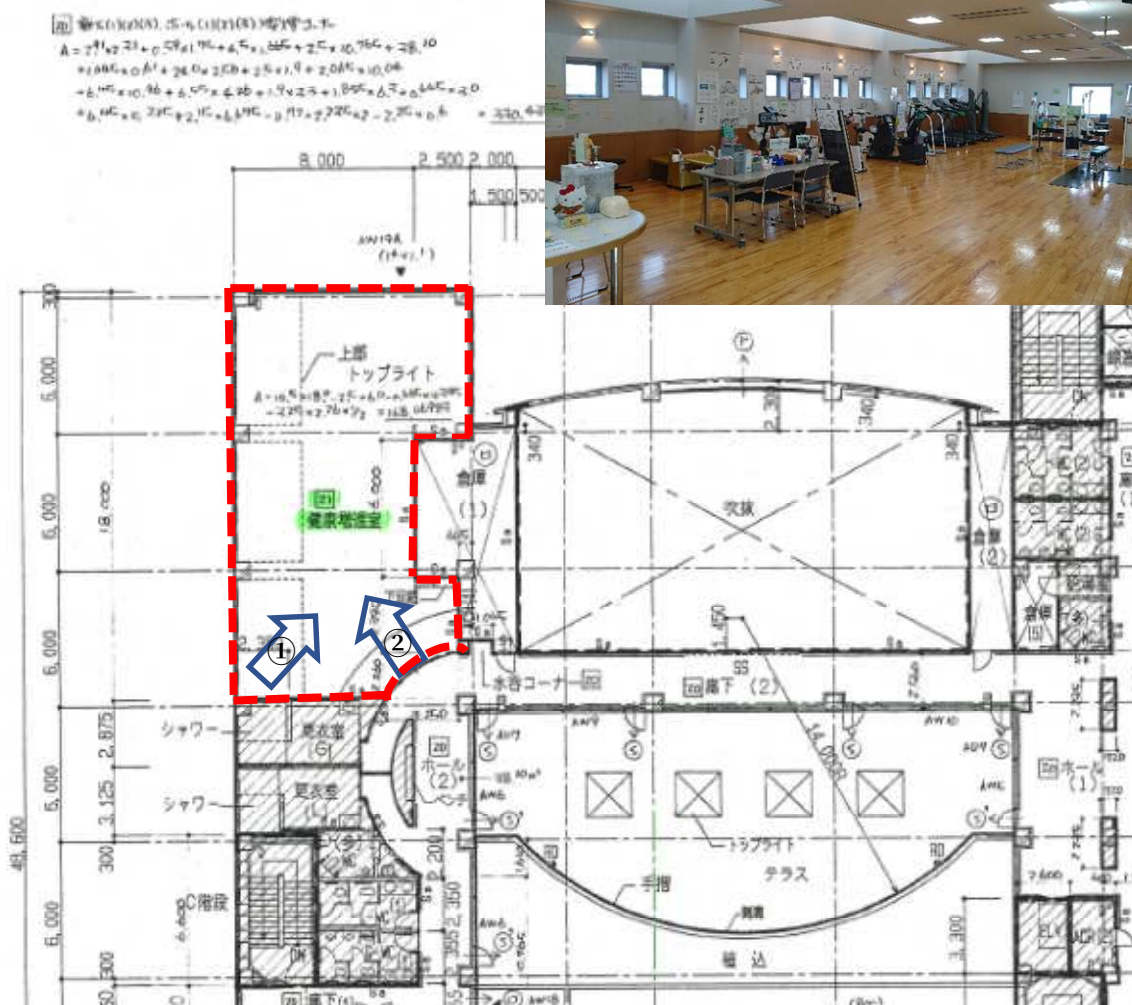
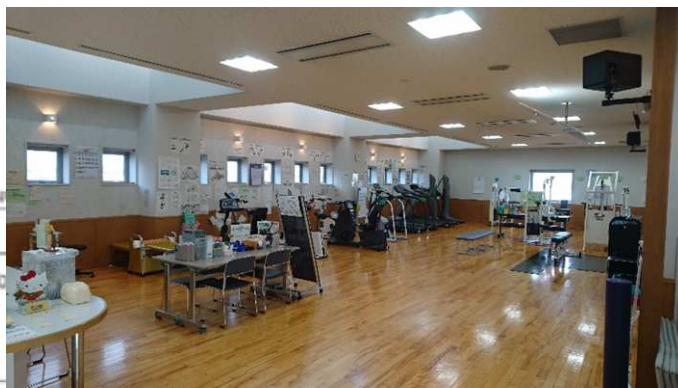
①



総合保健センター「りんくる」
延床面積 6,442.52 m²

健康増進室 168.07 m²
H30 年度利用者数 約 5,000 人

②



使用料実態調査票

(単位:円)

No. 1		使用料(案)の名称		健康増進室使用料		担当課		スポーツ健康課	
1. 人件費		金額		内 容		4. その他数値			
(1)人件費 A		951,000				総合保健福祉センター—総面積：6,442.52㎡			
						健康増進室面積：168.07㎡			
2. 維持管理経費		金額		内 容		年間開館時間：335日（開館日数）×8.4h（稼働時間）＝2,814h/年			
(2)需用費		350,000				貸出時間：1h			
消耗品費									
印刷製本費									
修繕料		350,000							
(3)役務費		51,000				5. 積算根拠			
(4)借上料						費用算定方法			
(5)委託料		41,084,000		指定管理料		使用料原価＝ 人件費＋維持管理経費＋減価償却費 総面積×年間開館時間 ×貸出面積×貸出時間			
小 計 B		41,485,000				使用料原価＝ 951千円＋41,485千円＋36,685千円 6,442.52㎡×2,814h/年 ×168.07㎡×1h ＝733円			
3. 減価償却費						性質的負担区分：3（負担率100%） 733円×100%＝733円			
施設名：総合保健福祉センター									
建築年度 平成 9 年度		取得価格		2,038,058,000 円					
※耐用年数 50年		取得価格×0.9×0.02（償却率）＝36,685,044							
小 計 C		36,685,044							
合 計		79,121,044		(A＋B＋C)					

トレーニングルーム個人利用料(使用料) ※運動指導員配置なし

市町村名	施設名	区分	市内金額	市外金額	備考
石狩市	サン・ビレッジいしかり	高校生	120 円		※市外料金設定なし
		一般	200 円		
		65歳以上	120 円		
	花川南コミセン	高校生以上	100 円		
江別市	青年センター	高校生	100 円		※市外料金設定なし
	大麻体育館	一般	200 円		
	江別市民体育館	65歳以上	100 円		
千歳市	総合武道館	高校生	230 円	460 円	
		一般	450 円	900 円	
		65歳以上	230 円	900 円	
恵庭市	総合体育館	高校生	250 円	500 円	※入館料別途要()は市外金額 夏季: 一般200円(400円),一般以外100円(200円) 冬季: 一般240円(480円),一般以外120円(240円)
		一般	500 円	1,000 円	
		65歳以上	250 円	500 円	
北広島市	総合体育館	高校生	50 円	100 円	
		一般	200 円	400 円	
		65歳以上	100 円	200 円	
当別町	総合体育館	小中学生	60 円	120 円	
		高校	90 円	180 円	
		学生一般	200 円	400 円	
新篠津村	B&G海洋センター	小中学生	無料	100 円	
		高校以上		200 円	
札幌市	各区体育館	高校生	230 円		※市外料金設定なし
	中島体育センター	一般	390 円		
	つどーむ	65歳以上	130 円		
	札幌ドーム	高校生	300 円		
		一般	500 円		
		65歳以上	300 円		

トレーニングルーム個人利用料(使用料) ※運動指導員配置あり

市町村名	施設名	区分	金額	備考
札幌市	中央健康づくりセンター	一般	390 円	毎日2 回程度の運動教室を実施。 【 内容】エアロビクスなど
函館市	総合保健センター	一般	400 円	毎日3 回程度の運動教室を実施。 【 内容】ヨガやエアロビクスなど
		65歳以上	200 円	
仙台市	健康増進センター	一般	510 円	毎日4 回程度の運動教室を実施。 【 内容】トレーニングマシン講習会やストレッチなど
府中市	保健センター	市内居住	450 円	毎日3 回程度の運動教室を実施。 【 内容】体操やストレッチなど
		市内勤務	600 円	
		市外居住	900 円	

建築物のエネルギー消費性能等に関する認定申請手数料の改定について

- ◆ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令
(令和元年 11 月 7 日公布、11 月 16 日施行)

国は、東日本大震災後のエネルギー自給率の減少及び急務となっている世界的な温暖化対策に対し、平成 28 年に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を制定し、建築物の省エネ対策の強化を図るべく制度を構築したが、事務の煩雑さ等が要因となり、申請件数は低調となっている。

そこで、省エネ性能評価方法を簡素化し、申請者及び審査者（行政）の負担軽減を図るため、共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法と、モデル住宅を用いた評価方法が追加されたことから、該当する手数料の改定を行うものである。

◆ 見直し項目

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査について

<内容>

新築及び増改築時に併せて省エネ改修を行う場合に、「建築物エネルギー消費性能基準」を超える「誘導基準」に適合することの認定を受けた場合、「容積率特例」を受けることができるもの。

<現行手数料>

区分		市が全て審査する場合	評価機関審査を事前に受けた場合
(1) 建築物の住戸部分又は戸建て住宅の全体への申請	200 m ² 以下	35,000 円	8,000 円
	200 m ² 超 500 m ² 以下	39,000 円	8,000 円
(2) 共同住宅の全体に係る申請	300 m ² 以下	68,000 円	12,000 円
	300 m ² 超 500 m ² 以下	112,000 円	22,000 円

※計画の変更は上記認定申請手数料の 1/2

<改定案>

区分			市が全て審査する場合	評価機関審査を事前に受けた場合
(1) 建築物の住戸部分又は戸建て住宅の全体のための申請		200 m ² 以下	35,000 円	8,000 円
		200 m ² 超 500 m ² 以下	39,000 円	8,000 円
(2) 共同住宅の全体に係る申請	既存	住戸と共用部分を含めた計算方法	300 m ² 以下	68,000 円
			300 m ² 超 500 m ² 以下	112,000 円
	追加	住戸のみの計算方法	(1)の額	(1)の額

※計画の変更は上記認定申請手数料の 1/2

2. 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査について

<内容>

現に存する建築物が「建築物エネルギー消費性能基準」に適合していることの認定を受けた場合、「省エネ基準適合認定マーク」の表示をすることができるもの。

<現行手数料>

区分			市が全て審査する場合	評価機関審査を事前に受けた場合
(1) 建築物の住戸のみの申請	性能基準	200 m ² 以下	35,000 円	8,000 円
		200 m ² 超 500 m ² 以下	39,000 円	8,000 円
	仕様基準	200 m ² 以下	20,000 円	8,000 円
		200 m ² 超 500 m ² 以下	21,000 円	8,000 円
(2) 住棟認定のみの申請	性能基準	300 m ² 以下	68,000 円	12,000 円
		300 m ² 超 500 m ² 以下	112,000 円	22,000 円
	仕様基準	300 m ² 以下	34,000 円	12,000 円
		300 m ² 超 500 m ² 以下	57,000 円	22,000 円

<改定案>

区分			市が全て審査する場合	評価機関審査を事前に受けた場合
(1) 建築物の住戸のみの申請	性能基準	200 ㎡以下	35,000 円	8,000 円
		200 ㎡超 500 ㎡以下	39,000 円	8,000 円
	その他 (仕様基準・モデル住宅)	200 ㎡以下	20,000 円	8,000 円
		200 ㎡超 500 ㎡以下	21,000 円	8,000 円
(2) 住棟認定のみの申請	住戸と共用部分を 含めた計算方法 (ただし、共用 部分を除く計算方 法の場合は共用部 分を除いた面積)	性能基準	300 ㎡以下	68,000 円
		300 ㎡超 500 ㎡以下	112,000 円	22,000 円
	その他 (仕様基準・モデル住宅)	300 ㎡以下	34,000 円	12,000 円
		300 ㎡超 500 ㎡以下	57,000 円	22,000 円

3. 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査について

<内容>

「建築物エネルギー消費性能基準」を超え、「低炭素化の促進のために誘導すべき基準」に適合することの認定を受けた場合、「税制優遇」・「融資金利の引下げ」・「容積率特例」を受けることができるもの。

<現行手数料>

区分		市が全て審査する場合	評価機関審査を事前に受けた場合
(1) 住戸部分又は戸建て住宅若しくは長屋の全体のための申請	150 ㎡以下	36,000 円	5,000 円
	150 ㎡超 400 ㎡以下	72,000 円	10,000 円
	400 ㎡超 500 ㎡以下	101,000 円	17,000 円
(2) 共同住宅の全体に係る申請		(1)の額+114,000 円	(1)の額+10,000 円

※計画の変更は上記認定申請手数料の 1/2

<改定案>

区分		市が全て審査する場合	評価機関審査を事前に受けた場合
(1) 住戸部分又は戸建て住宅若しくは長屋の全体のための申請	150 ㎡以下	36,000 円	5,000 円
	150 ㎡超 400 ㎡以下	72,000 円	10,000 円
	400 ㎡超 500 ㎡以下	101,000 円	17,000 円
(2) 共同住宅の全体に係る申請	既存	住戸と共用部分を含めた計算方法 (1)の額+114,000 円	(1)の額+10,000 円
	追加	住戸のみの計算方法 (1)の額	(1)の額

※計画の変更は上記認定申請手数料の 1/2

除票記載事項証明書の交付手数料の新設について

令和元年5月31日、デジタル手続法^{※1}の公布による住民基本台帳法の一部改正に伴い、行政のデジタル化を推進するための個別施策として、本人確認情報の長期かつ確実な保存のため制度が明確化されたことから、この度、交付手数料を設定するものです。

1. 新規設定

除票記載事項証明書の交付 1件350円

2. 改正スケジュール

令和2年第1回市議会定例会に条例改正案を提案予定。

デジタル手続法附則第1条第2号により、公布の日（令和元年5月31日）

から20日が経過した日（令和元年6月20日）から施行されています。

※1 デジタル手続法：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

資料

石狩市証明等手数料条例（昭和 51 年 3 月 31 日条例第 13 号）

（手数料の徴収）

第 2 条 市は、別表に掲げる事務につき、同表に定める額の手数料を徴収する。

別表（第 2 条関係） 住民基本台帳法関係分一部抜粋

【現行】

番号	事務	単位	金額
1 ～ 8	略		
<u>9</u>	通知カードの再交付	1 件につき	500 円
<u>10</u>	個人番号カードの再交付	1 件につき	800 円
<u>11</u>	印鑑登録の証明書の交付	1 通につき	350 円
<u>12</u>	印鑑登録証の再交付	1 件につき	350 円
<u>13</u>	戸籍の附票又は戸籍の除票の写しの交付	1 通につき	350 円
<u>14</u>	住民票又は住民票除票の写しの交付	1 通につき	350 円
<u>15</u>	住民票記載事項証明書の交付	1 件につき	350 円

【改正案】

番号	事務	単位	金額
1 ～ 8	略		
<u>9</u>	個人番号カードの再交付	1 件につき	800 円
<u>10</u>	印鑑登録の証明書の交付	1 通につき	350 円
<u>11</u>	印鑑登録証の再交付	1 件につき	350 円
<u>12</u>	戸籍の附票又は戸籍の除票の写しの交付	1 通につき	350 円
<u>13</u>	住民票又は住民票除票の写しの交付	1 通につき	350 円
<u>14</u>	住民票記載事項証明書の交付	1 件につき	350 円
<u>15</u>	除票記載事項証明書の交付	1 件につき	350 円

※15 除票記載事項証明書の交付 新設
（※9 通知カードの再交付 廃止（報告案件））

手数料実態調査票

(単位:円)

手数料(案)の名称		除票記載事項証明書の交付		担当課	環境市民部市民課	
根拠法令等	石狩市証明等手数料条例			減免の状況 (別紙でも可)		
1. 交付等費用	金額	内 訳		3. 交付又は取扱状況等※手数料軽減新設のため、住民票記載事項証明書(平成30年度実績)を適用		
(1)人件費	139,230	61.2円×5分×455件		平成30年度件数	1件あたりの所要時間	※改訂前料金
(2)需用費	2,908			455件	5分	250円
消耗品費	951	レシート用紙 0.64円×455件÷291円 申請用紙 1.45円(1枚単価)×455件÷660円				
印刷製本費	1,957	改ざん防止用紙(A4) 4.3円×455件÷1,957円				
修繕料	0	H28:	H29:			
(3)役務費			H30:	4. 積算根拠		
(4)借上料				イ. 人件費単価=平成30年度一般会計決算ベース 担当職員:61.2円/分(3,673円(平均時間単価)÷60分÷61.2)		
(5)委託料	5,316	総合行政システム業務委託		ロ. レシート用紙単価 34,992円(年間80本)÷54,759(証明総件数)÷0.64円 証明書申請用紙は購入単価 改ざん防止用紙は共通単価使用		
				ハ. 総合行政システム業務委託 電算機器年間総稼動時間:1,875.5時間×18台=33,759時間 記載事項証明書交付年間必要時間 5分/件×455件=2,275分÷37.9時間 委託費のうち記載事項証明書交付に係る割合 37.9時間÷33,759時間÷0.00112 委託費のうち記載事項証明書発行に要する金額 4,746,002円×0.00112÷5,316円		
小計 A	147,454					
2. 減価償却費 B	0	(Cの数値を記載すること。)		6. 一件あたりの原価		
品名:				147,454円 ÷ 455件 = 324円		
購入年度 平成	年度	備品購入費金額 円		7. 手数料		
※耐用年数5年		C: 取得価格(購入額)×0.9×0.2(α)=		1件につき350円		
合計	147,454	(A+B)				

通知カードの再交付手数料の廃止について

平成 27 年 10 月、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号（マイナンバー）をお知らせするための通知カードが配布されました。

これに併せて市では、通知カードの紛失等による再交付手数料を設定しましたが、令和元年 5 月 31 日「デジタル手続法^{※1}」が公布され、行政のデジタル化を推進するための個別施策として「番号利用法^{※2}」を改正し、マイナンバーカードの取得を促進するために通知カードを廃止することとなったことから、この度再交付手数料を廃止するものです。

1. 改正内容

石狩市証明等手数料条例 別表（第 2 条関係）

番号 9 通知カードの再交付 1 件につき 500 円を廃止

2. 改正スケジュール

令和 2 年第 1 回市議会定例会に条例改正案を提案予定。

デジタル手続法附則第 1 条第 6 号により、公布の日（令和元年 5 月 31 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（令和 2 年 5 月 30 日までに施行）から施行となることから、同日とする。

※1 デジタル手続法：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）

※2 番号利用法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

資料

石狩市証明等手数料条例（昭和 51 年 3 月 31 日条例第 13 号）

（手数料の徴収）

第 2 条 市は、別表に掲げる事務につき、同表に定める額の手数料を徴収する。

別表（第 2 条関係） 住民基本台帳法関係分一部抜粋

番号	事務	単位	金額
1～8	略		
9	通知カードの再交付	1 件につき	500 円
10	個人番号カードの再交付	1 件につき	800 円
11	印鑑登録の証明書の交付	1 通につき	350 円
12	印鑑登録証の再交付	1 件につき	350 円
13	戸籍の附票又は戸籍の除票の写しの交付	1 通につき	350 円
14	住民票又は住民票除票の写しの交付	1 通につき	350 円
15	住民票記載事項証明書の交付	1 件につき	350 円